

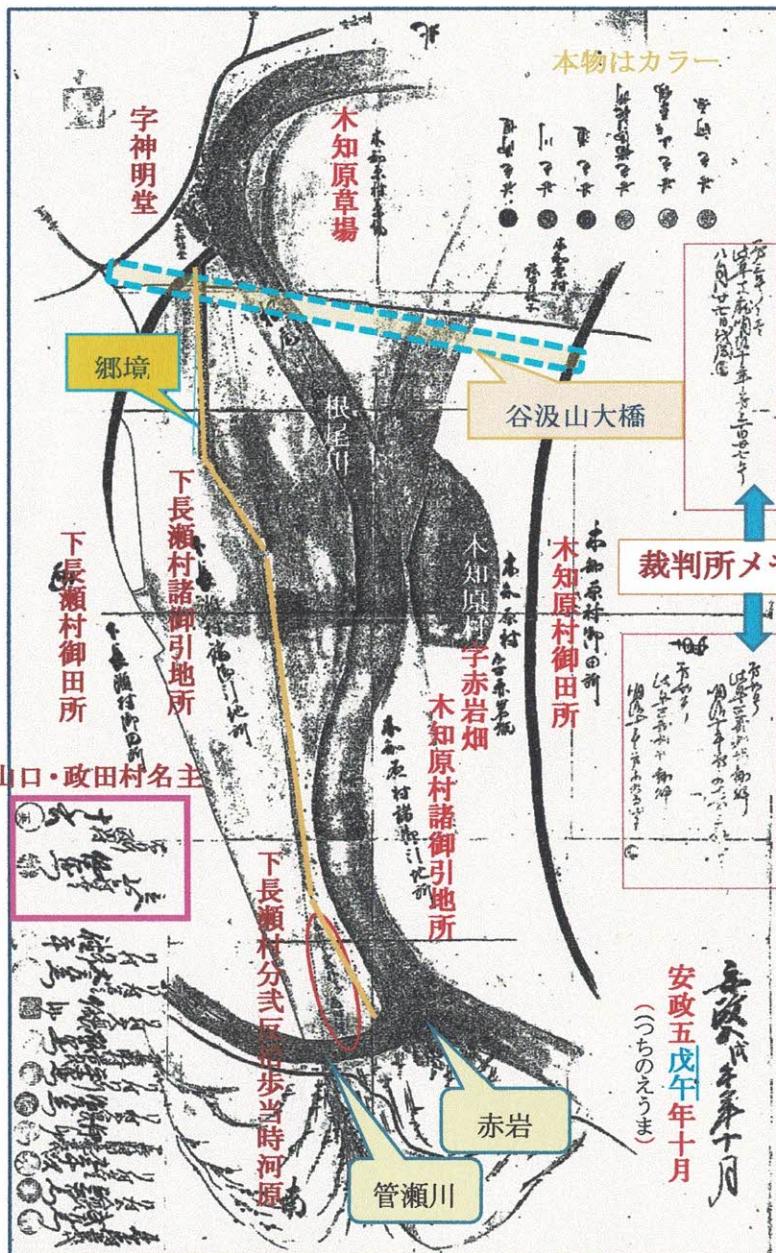
# 木知原の今昔！

8号：5・3・3

郷境争論(其の三)

## 代官所裁定も両村とも納得せず

**郷** 境争論が合意に達せずついに代官所へ訴訟に踏み切った経緯は前号の通りである。その訴訟の裁定が安政5年(1858年)に下っていることはご承知ですが再確認しましょう。



### 郷境の話 まだ続くの？…

簡単に終わらないのが境界問題：特に長瀬村とは殿様が違いましたから。しかも長瀬は南朝・木知原は北朝でしたから何かと・ハイ・！！

- 左図は代官所より下された郷境を示す絵図である。凡その姿は捉えられるが前号の開墾図から察するにはお粗末な図面と思う。
- 村にとっては死活問題である畠や秣場等の境界が詳細に明示されないと納得できないと思う。
- 裏書には念のためにと目付・代官の判形が添えられているが、やはり両村とも“一件落着”とはならなかつたようである。



大野郡下長瀬与本巣郡木知原村右郡境附洲之儀ニ付及争論訴出候間見分之上双方江令理解候處於場所表書図面之通内熟以たら後年遺失無之左如裏書之儀頤出候似付令判形者也  
安政五年十一月  
外山長瀬筋代官二名印

代官所の裁定に両村とも納得せず争論は時代が江戸から明治へと移っても続き、明治10年に岐阜裁判所、明治11年には東京上級裁判所、さらには明治14年(1881年)の大坂上級裁判所でようやく結審となった。寛文6年からだけでも220年間続いたことになる。

勝訴したとは言え、この間の裁判費用は莫大で村の持山では足りず神社の山林をも売却して補ったほどである。(倉野谷の「宮山」が名残。また浦山にあった神社の持ち山も今は無い)

注 裏書の「出役(しゅつやく)目付」とは、幕府から出張してきた役人(目付=監察官・検察官)